資料５

消費者に向けた情報発信の取組について

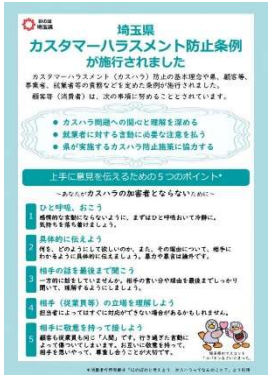
消費生活課

１ 高齢者を守るお助けかわらばん

主として高齢者をターゲットに、消費生活センターの相談情報や最新の悪質商法の内容を４コマ漫画で紹介し、注意喚起を図る。
裏面には今日的な消費者問題を中心としたトピックスを掲載する。

(1)令和8年度作成計画

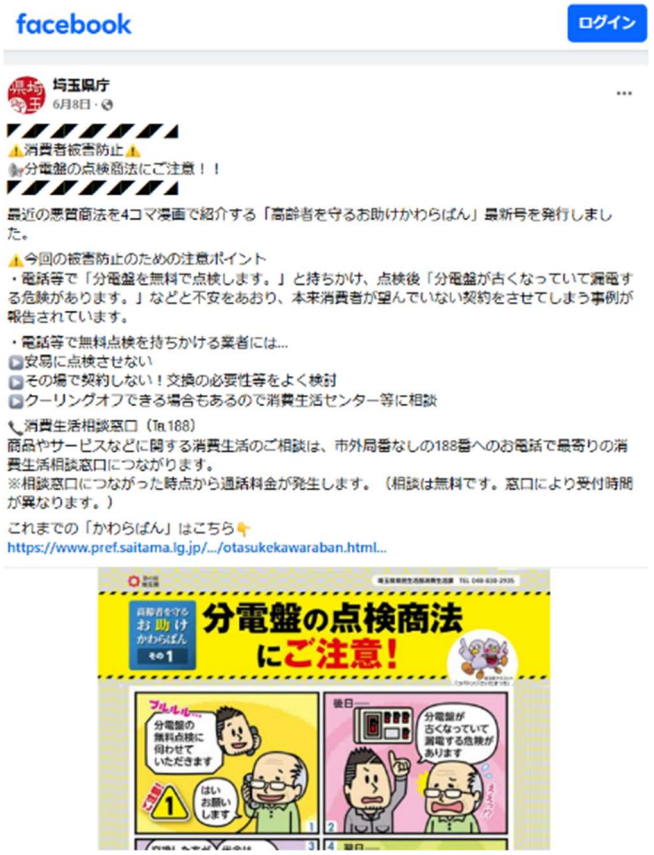
・作成計画　年８回（チラシ、電子版、スライドデータ）
・作成テーマ（その５まで）

	表面	裏面		表面	裏面		表面	裏面
その１			その２			その３		
その４			その５					

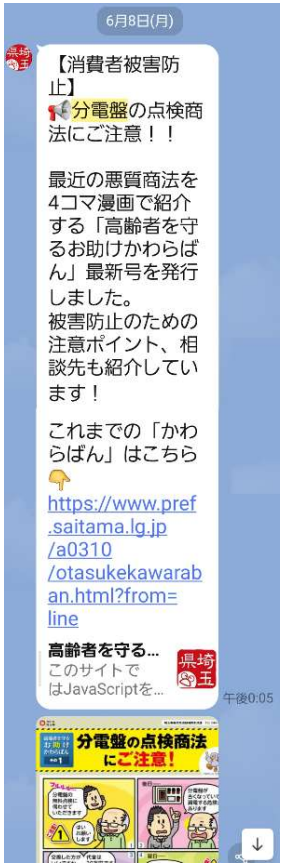
(2)SNS による発信(X、Facebook、LINE)

（一例）令和８年度その１・表面の発信





ＬＩＮＥ



(3)市町村による活用（令和７年度の実績）

- 市町村広報誌への掲載　　１５市町村
- ホームページへの掲載　１２市町村
- デジタルサイネージで放映　１０市町村
- ＳＮＳに掲載　　３市町村

(4)消費者被害防止サポーターによる活用

消費者被害防止サポーター(1,172 人(Ｒ７年度末))全員にチラシを配布し、地域での見守り活動や啓発活動に活用いただいている。

2　SNS広告【令和8年度新規事業】

ＳＮＳで消費者被害防止を始めとした消費者教育に係る啓発広告を配信することにより県民に注意を促し、消費者被害の未然防止を図る。

・掲載媒体　若者を中心として啓発するテーマ　Instagram
　　世代関係なく啓発するテーマ　　Instagram、Facebook

・目標インプレッション数　２５０，０００回／月　　・実施月数　４か月間

SNS広告(令和8年11月)

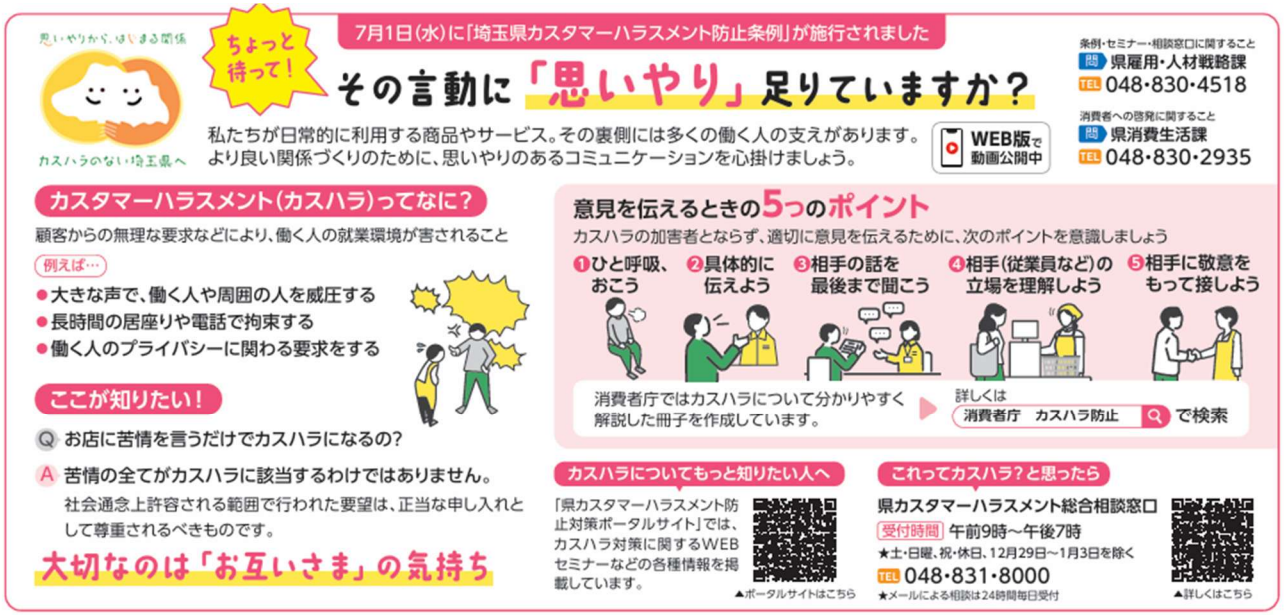


画面をタップしたときの
リンク先ホームページ



3　埼玉県広報誌「彩の国だより」による広報

令和８年７月号で「カスタマーハラスメント防止」、「リチウムイオン電池の安全な使用・保管方法」の広報を行った。





4　埼玉県広報アンバサダーによる動画作成・公開

カスハラの加害者にならないために
（動画の２次元コード）

さいたまん吉さん（saita_mankichi）が制作してくれました！



5　包括的連携協定締結企業と連携した情報発信

①生活協同組合パルシステム埼玉（機関紙あすーる9月号への掲載）

特集 9月は防災月間! 便乗詐欺にご注意を

よくある「災害時のトラブル対策」

災害後の不安や善意を狙う悪質な便乗詐欺が多発し、
埼玉県庁のホームページなどで警戒を呼びかけています。トラブルを未然に防ぐため、
よくある手口と身を守る知識を備えましょう。

不安や善意につけ込む 詐欺被害にあわないために!



大規模な台風や地震の発生後、被災地の復旧を妨げるように発生するのが、消費者を狙った便乗詐欺です。こうした被害が後を絶たない現代だからこそ、私たち一人ひとりが「手口のパターン」を正しく知り、備えておくことが大切になります。

被害を未然に防ぎ、いざという時に冷静な判断ができるよう、今回はよくあるトラブル事例と、悪質な勧誘をきっぱりと断るための具体的な知識をお届けします。

ケース1

「点検」から始まる高額な屋根修理トラブル

台風や地震の直後、「近くの工事で見えた」「余震で瓦が落ちて危ない」などと親切を装い、屋根の「無料点検」を申し出る訪問には要注意です。点検と称してわざと瓦を壊したり、「今すぐ直さないと雨漏りする」と言葉巧みに不安をあおり高額な補修契約を迫るトラブルが多発しています。大切なことは、その場で屋根に絶対登らせないこと。断る際はきっぱりと拒絶し、地元の信頼できる複数の業者から見積もりを取って冷静に比較しましょう。



先日の地震、埼玉でも揺れましたよね。外見は無事に見えても、屋根の内部や基礎がズレている可能性があるので、今なら無料で点検しますよ。

被害を防ぐために!

- 突然訪問してきた業者には安易に点検させない。
- その場で契約せずに、複数の業者から見積もりを取りましょう。
- 万が一、契約してもクーリング・オフできる場合があるので、☎188に相談。



ケース2

「保険金が使える」を口実にした修理の勧誘

台風や地震のあと、「保険金を使えば自己負担なしで修理できる」という勧誘トラブルが急増しています。業者が申請を代行したものの、実際には保険が下りず高額な違約金を請求されたり、経年劣化を「災害の傷」と偽って虚偽申請をさせられたりする手口です。見分けるポイントは、「申請代行」や「実質無料」を強調する甘い言葉。保険金の支払対象は保険会社が判断するため、業者ではなく必ず自分で加入先に確認しましょう。



台風の被害なら、火災保険を使えば実質無料で直せますよ。面倒な申請手続きも、すべて代行するので安心してください!

被害を防ぐために!



- すぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店、地域の相談窓口に相談しましょう。
- 古い傷を「台風の被害」としたり、見積もり金額を水増ししたりして請求すると、申告者自身が保険金詐欺の加害者になってしまいます。

ケース3

ニセモノの「寄付金・義援金」

大規模な災害の直後、公的機関や実在する募金団体をかたり、善意を踏みにじるニセの寄付金請求が多発します。「被災地支援のため」と役所の職員を装って突然自宅を訪れたり、電話で寄付を募り個人名義の口座へ振り込ませようとしたりする手口です。

見分けるポイントは、募金を求める「アプローチの方法」です。公的機関が個別に訪問や電話で送金を迫ることはありません。必ず公式ホームページ等で確かな窓口か確認しましょう。



○○市役所の防災課です。先日の○○地震の被災地支援のため、みなさんに義援金のご協力をお願いしています。

被害を防ぐために!



- 公的機関が個別に訪問や電話などで義援金を求めることはありません。
- 身分証の提示を求め、不審な場合は帰ってもらいましょう。
- 振込先が個人名義の口座になっている場合は、絶対に振り込まないでください。

不審に感じたり、トラブルにあったりしたときは、まずはご相談を!

●消費者ホットライン 電話番号188（いやや）
※全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内いたします。

●県の消費生活相談窓口（相談専用電話番号）（受付時間：月曜日～土曜日、午前9時～午後4時）
川口：048-261-0999／熊谷：048-524-0999
県の消費生活相談窓口はこちら▶

●住まいの修繕、リフォームなら「住まいるぱる」
パルシステム埼玉が業務提携している新築、中古住宅、リフォーム勉強会など、住まい全般の相談に応じる専門家チームです。

パルシステム埼玉 住まいの相談窓口
「住まいるぱる」

②生活協同組合コープみらい
（埼玉インフォメーション6月8日号への掲載）

コープみらい 埼玉インフォメーション 6月8日号（次回の発行は2026年6月22日です）



③イオンリテール株式会社
（第13回イオン埼玉県フェアへの出展
9月3日(木)・イオンレイクタウン mori ）

消費者被害の防止のための啓発活動及び埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例の周知を行った。

出展ブースの状況



